

平成29年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月30日(水) 午後3時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 2階第3会議室
3. 出席委員 (11人)
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 堀 城
4. 欠席委員 (1人) 佐美三 守
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 佃 正人 齊藤 英次
7. 議 事
 - (1) 議案 第31号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第32号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第33号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 議案 第34号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告7号 農地の賃貸借等の合意解約の報告について
 - (6) その他

唯局長 こんにちは。

お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は平成29年第9回の通常総会ですが、本日も最適化推進委員の皆様にもご出席をお願いしております。

これから総会を開催しますが、前回もご説明しました通り、議案審議に対しての裁決権は農業委員さんとなります。ただし、最適化推進委員さんも審議の中で何かご意見等がある場合は、発言権があります。その場合、挙手の上、議長の承認を得てご発言いただきますようお願いいたします。

議案審議が終わり、事務局からの報告や連絡が終了したところで、

本日の総会自体は閉会となります。その後、農業委員会でこれまで続けてきておられる研修旅行について、今後の実施等についてご意見を伺いたいと思っております。

そしてその後に、全国一斉に年1回、今年は来月実施されます農地利用状況調査（農地パトロール）について事務局から説明します。

この調査は、最適化推進委員さんと農業委員さんが一体となって取り組んでいただく事業となりますので、調査方法など十分ご理解の上、実施していただきたいとお願いするものであります。

その後は、農業委員さんは散会となりますが、正副会長さんと最適化推進委員さんには残っていただき、最適化推進委員さんの中で、リーダーとサブリーダーの選任をお願いしたいと思っております。時間も長くなるかと思いますが、よろしく申し上げます。

それでは総会を開会します。

本日の農業委員さんのご出席数は12名中、現時点で11名、過半数に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。

開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長

こんにちは。

暑い中、お集まりいただきありがとうございます。稲の生育も順調で、もう花もきています。あと、台風だけを心配しているところですが、皆さんもそうだと思います。今、お話がありましたように事務局から農地パトロールのお話もありますし、私のほうからも最適化推進委員さんもできましたし、農地集積に力を入れなくてはならないと、今までの農業委員さんのやりかたではだめだと思っておりますので、その辺の進め方について考えがありますので、みなさんに聞いていただいて、どのように思うかを検討してもらいたいと思っております。今日の議案は4件で、報告が1件でありますのでよろしくお願いします。

唯局長

ありがとうございました。

次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いします。

田代議長

それでは平成29年第9回農業委員会を開会します。しばらくの間議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名でありま

すが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、佃委員さんと齊藤委員さんをお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。

まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局より補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしく申し上げます。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第31号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員さんは堀委員さんですので、説明をお願いします。

堀委員 1番を説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田、登記面積は2筆合計で1617㎡、耕作面積17849㎡、申請面積1617㎡、貸借形態は所有権有償となっております。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小。家族2名。権利の種類は売買となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。申請地までの通作距離は3kmであり、農業年数34年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は米、みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。

申請番号2番について、確認委員さんは谷山委員さんですので、説明をお願いします。

谷山委員 はい。それでは2番について説明します。譲受人・譲渡人及び土地の所在地は議案書記載の通りです。登記3筆田、現況は田が2筆で畑が1筆、登記面積は田2筆が合計で2176㎡、畑が1877㎡です。耕作面積3928㎡、申請面積が4053㎡、貸借形態は所有権有償です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族3名、権利の種類は売買です。以上です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について補足説明します。申請地までの通作距離は4kmであり、農業年数1年半、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。以上で議案第31号については、2件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第32号、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議についてを議題といたします。

申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 はい。それでは第4条の1番。申請人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況畑、登記面積918㎡、転用目的は農業用資材置き場です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。地図は9ページです。申請人は岩古曾町に居住する農業を営む個人で、かねてより農業用資材置き場が不便であったため、今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で、議案第32号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第33号、農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員は私ですので説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況宅地、登記面積477㎡、権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的は個人住宅です。よろしくお願いします。

私の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明をします。地図は9ページです。申請人は走瀉町に居住する個人であり、現在実家に住んでいて、生活するのに手狭であったため住宅を建築する計画をしたところ、申請地が道路も整備されており利便性もよく、適していると考え今回の転用申請となりました。なお、申請地は平成6年より雑種地として利用しており、始末書添付の案件となります。申請地は、10ヘクタール以

上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。

申請番号2番について、確認委員さんは谷山委員さんですので、説明をお願いします。

谷山委員 2番について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑、現況畑、登記面積99㎡、内転用面積99㎡、権利の種類、使用賃借権設定、転用目的は個人住宅、99.51㎡です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は10ページです。申請人は熊本市に居住する個人であり、子供が増えて手狭になってきたため、住宅を建築する計画をしたところ、申請地が実家に近く、生活環境に優れていると考え今回の転用申請となりました。なお、申請面積は99㎡ですが、隣接地の雑種地と合わせて499㎡の事業計画となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をします。

申請番号3番について、確認委員さんは金田委員さんですので、説明をお願いします。

金田委員 申請番号3番について説明をいたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況畑，登記面積及び転用面積は2筆合計の863㎡，権利の種類は所有権有償，売買，転用目的はアパート1棟，285.58㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明をします。地図は11ページです。申請人は八代市で不動産業等を営む個人であり，申請地は宇土東小学校に近く，生活環境に優れていると考え，今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であるため，第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。委員さん方から何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。

申請番号4番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 はい。申請番号4番について説明をいたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積は890㎡，権利の種類は賃借権設定でございます。転用目的は資材置き場。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。地図は12ページです。申請

人は城南町で建設業を営む法人で、熊本地震後に宇土市周辺の建築工事も多く、資材置き場が不足していたため探していたところ、申請地が宇土市周辺にアクセスしやすく適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。委員さん方から何かご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をします。

以上で議案第33号については4件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第34号、農用地利用集積計画の同意を議題とします。
これにつきましては、宇土市農業委員会会議規則第12条で、「委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、太田委員さんにつきましてはご退室をお願いします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それではご説明します。15ページをお開きください。
番号73番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。
地目田、面積4526㎡の内2000㎡、平成29年9月1日から平成34年8月31日までの5年間の賃借権の設定であり、借賃は10アール当たり100000円となっております。

番号74番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。
地目田、面積が2筆合計の1564㎡で、平成29年8月30日から平成34年8月29日まで、5年間の賃借権再設定となっております。借賃は10アール当たり米2俵分の現金となっております。

番号75番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目田，面積は2筆合計で2435㎡で，平成29年8月30日から平成34年8月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており，借賃は880㎡が米2俵分の現金で，1555㎡が米4俵分の現金となっております。

番号76番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目田，面積222㎡で，平成29年8月30日から平成34年8月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており，借賃は10アール当たり米4俵分の現金となっております。

番号77番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目田，面積1939㎡で，平成29年8月30日から平成34年8月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており，借賃は10アール当たり，597㎡が米2俵分の現金となっており，1342㎡が米4俵分の現金となっております。

続きまして同ページの下のほうになりますけど，こちらが利用権設定等一覧表となっております。続きまして16ページをお開きください。こちらのページ左側が，今月の農地利用権設定となっております。合計だけ読み上げますと，利用権の設定が8160㎡行われております。ページ右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと，利用権の設定が264281㎡，所有権移転が6988㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，議案第34号については同意をいたします。以上で議案第34号については同意したことを市へ通知をいたします。

次に，報告第7号。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。それでは事務局より報

告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番。解約農地は議案書記載の通りです。地目が田，面積が425㎡と1192㎡。賃貸人，賃借人も議案書記載の通りです。平成29年8月10日付の農地法第3条申請のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告7号につきまして事務局からの報告を終わります。
以上で，予定しました案件は，おかげさまですべて承認をしました。その他ですが，事務局から皆様方に連絡がありましたらよろしくお願
いします。

事務局 はい。7月の豪雨により福岡県大分県を中心に，甚大な被害をもたらした九州北部豪雨に対して，熊本県農業委員会系統組織における対応等ということで協議された結果，熊本地震の支援に対する恩返しの一環として，義援金活動に取り組むとになったそうです。それで，一人一口1000円以上のお願いが，熊本県内全市町村の農業委員会にあ
っております。つきましては，農業委員さん，推進委員さんともに一人一口1000円を支援したいという考えがあるんですけど，どう
でしょうかお尋ねします。よければ9月支払いの報酬から差し引きたい
と思っておりますが，よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。それでは義援金を贈ります。ありがとうございました。

田代議長 そのほか何かございませんか。

事務局 ありません。

田代議長 それでは，第9回農業委員会総会を閉会します。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 佃 正人 印

議事録署名人 齊藤 英次 印

※ 閉会后，事務局から今年度の農地利用状況調査の実施時期，実施内容や実施方法について説明を行う。